

広島県告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定によって、次の保安林を指定する。

平成二十八年九月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林の所在場所

豊田郡大崎上島町中野字光金谷五〇八九、五〇九一の四、字本山東五〇九四の一、五〇九八の一、五〇九八の二、五〇九九の一、五一〇〇

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び大崎上島町役場に備え置いて縦覧に供する。）